

「地域共生と法」

第3講 多重債務

担当 弁護士 大橋 昭夫

1 多重債務とは

- ・サラ金や銀行数社に借金をし、負債が増大し返済が困難となっている状態を言う。
- ・住宅ローンで借金する場合、負債額は多額になるが、収入の範囲内で返済できていれば多重債務とは言わず多額債務と言う。

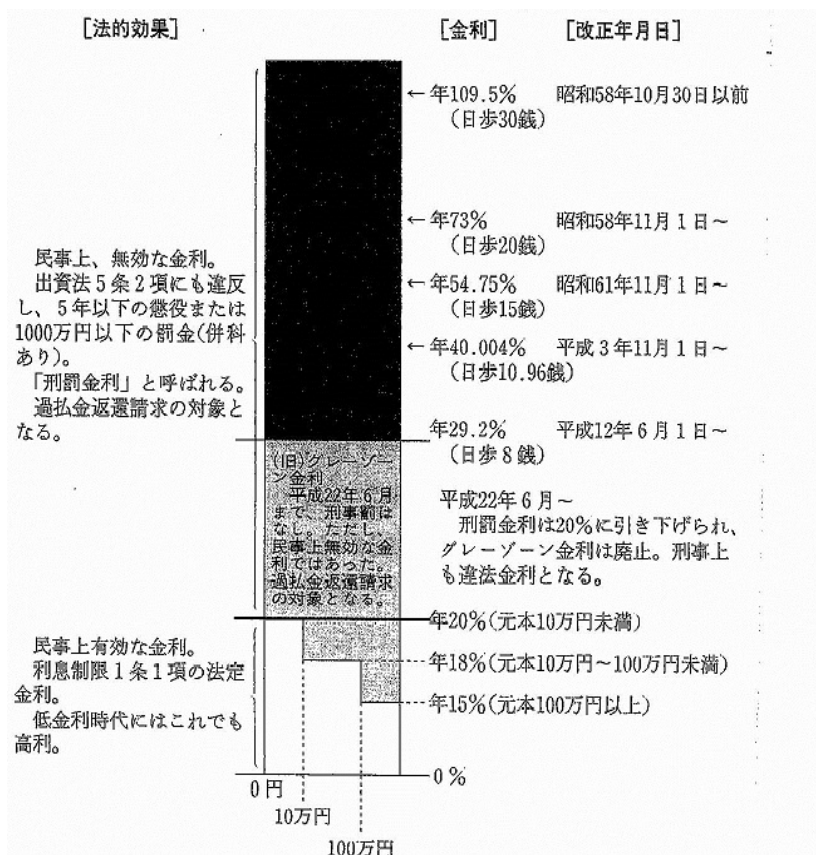
2 多重債務問題の裏にある貧困問題

- ・貧困が深刻化し拡大している。
- ・正規労働者は2009年の3380万人から2015年には3304万人となっている。
- ・他方、非正規労働者は2009年の1721万人から2015年には1980万人と増加している。(厚生労働省「労働力調査」)
- ・賃金(月額定期給与額)についても2009年が月額26万4000円であったが2015年には月額25万9000円と5000円低下(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)
- ・正規雇用の一層の減少と所得の伸び悩みは今なお続く。
- ・年収200万円以下で働くワーキングプア層は1000万人を超えている。
- ・現在の静岡県の最低賃金は時給832円
- ・1日8時間、働いたとしても、時給832円では1日6656円しか収入をあげることができずとても生活ができない。
1月に25時間働いたとしても月収は16万6400円、年収は199万6800円にしかない。
- ・この金額では労働者が賃金のみで自己の生活を維持できない。
- ・フランスの最低賃金は1日9,76ユーロ(約1218円)イギリスの最低賃金は1日7,5ポンド(約1083円)ドイツの最低賃金は8,84ユーロ(約1103円)アメリカでも15ドル(約1667円)への引上げを決めたニューヨーク州やカリフォルニア州をはじめ最低賃金を大幅に引上げる動きが広がっている。
- ・日本でも静岡県立大学短期大学部の中沢准教授が研究の最先端を行っており、静岡県内では時給1500円が最低でも必要だと述べている。

- ・わが国の貧困率は過去最悪の 16.1%になっており、貧困と格差の拡大は全世帯で進行している。
- ・こうしたなかで貧困層が増加し、生活のために借金をし、多重債務状態に陥る者も再び増加している。

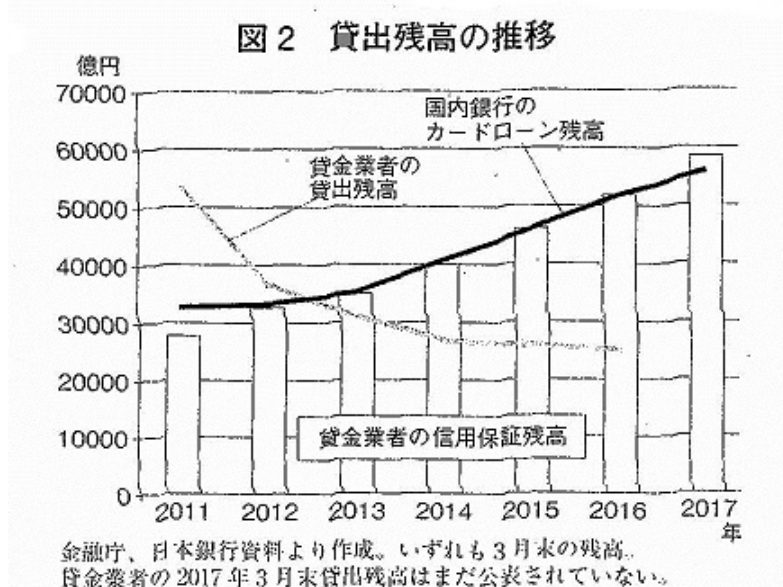
3 過剰貸付の主体の変化

- ・2016年に自己破産をした者は6万4638人であり、13年ぶりに前年を上回った。
- ・従来の破産の原因は利息制限法を上回る高利をとり営業していたサラ金業者に借金を返済するため、他のサラ金業者から借金をして返済し続けた結果、借金の総額が多大になり返済できなくなるというパターンであった。
- ・2010年12月の貸金業法、出資法の改正までは民事上無効ではあるが、刑事上は処罰されないというグレーゾーンがあり、貸金業者の横行を許していた。



- ・旧貸金業法43条1項には借主が利息として任意に支払った超過利息を有効な弁済とみなすとの「みなし弁済」の規定があり、過払金返還請求の余地がなくなっていたが、その後、最高裁判例により「任意性」が厳格に解釈されることになり「みなし弁済」の適用がなくなり、過払金返還請求が可能になった。
- ・そして、貸金業法、出資法の改正によりグレーゾーンがなくなり、多くのサラ金業者は経営難に陥った。
- ・又、サラ金業者に対して、利用者の3分の1の年収を超える貸付けを禁ずる「総量規制」がなされたためサラ金業者の貸付け額も減り自己破産の数も減少していった。
- ・しかし、サラ金業者にかわって、銀行が「総量規制」の対象になっていないことをよいことにして個人に無担保無保証でお金を貸付けることによって再び多重債務がクローズアップされた。
- ・銀行カードローンは、15%もの金利であり、サラ金業者の18%程度より少し低めだけ。
スマートフォンによる手続での「簡単審査」、「即日融資」を強調している。
- ・各銀行が定める利用限度額まで簡単に借金することができ、返済方法にリボルビング払い（借入額にかかわらず毎月定額を返済する。）を採用している。
- ・サラ金業者と何ら変わることなく、大手の都市銀行も地方銀行も、信用金庫もほとんどこの商品を扱っています。
- ・当事務所で取り扱う自己破産にも破産債務の中に占める銀行債務の割合が多い。
- ・多くの者は、生活費や返済金が不足する時に銀行だからと気軽にカードで借金しているが、これが多重債務の原因になっています。

4 国内銀行のカードローン残高の推移と銀行のサラ金化



- ・銀行カードローンは2000年度代は3兆円台前半の貸出残高で推移していたが、2013年度から急増し、2014年には4兆円に達し、2016年度には5兆円を超過している。
- ・2017年1月には5兆円を超過しているが、全国銀行協会が2017年10月19日発表した内容によると2017年8月末で4兆で3715億円だということである。
- ・日弁連の批判によって利用者の年収の3分の1や2分の1までとする自主規制を大手銀行が導入したことにより、貸付け残高が減少したのと思われる。
- ・過剰融資を防ぐために2017年4月から8月までの5か月間に3割以上銀行が貸付残高を減らしたという。
- ・日本銀行は2013年4月から年間50兆円の規模で銀行が保有する国債の買入れを行い（買入れ額はその後80兆円となる。）大量の資金が日本銀行から銀行に供給された結果、銀行は利益を出すために資金を貸出先をカードローン事業とアパートローン事業に力を入れてきた。
- ・預金にほとんど利息をつけない上、国債の売却資金が銀行内に多額にあり貸出先がないとみるや、15%前後の金利をとってサラ金事業を開始したものである。
- ・そして、銀行の個人に対する貸付金の保証をアコム、プロミス等のサラ金業者にさせて、もし、顧客が支払えなくなった場合、保証会社のアコム、プロミス等から貸付金を回収することになる。
銀行は何も損はなく、高利を個人から得ることができるし、こげついた場合は保証会社から回収できるものである。
- ・サラ金は保証料を銀行から得ることによって利益をあげることが可能になるし、貸付金の回収は自社でして、そこから又利益をあげる仕組みである。
- ・このように銀行はリスクを負担することなく貸付けることができるし、後は保証会社に丸投げして、損するのは高利を支払う個人である構図が常態化。
- ・どのような方法でも利益をあげればよいという態度を社会的公正に反する姿勢として批判しなければならない。
- ・暴走の資本主義は多くの多重債務者を作り出し、社会を不安にさせている。

5 多重債務者の増加

表 多重債務者の推移 (万人)

	5件以上からの借り入れ	(参考) 3件以上からの借り入れ
2007年	171	443
2008年	118	378
2009年	73	319
2010年	84	374
2011年	70	331
2012年	44	257
2013年	29	211
2014年	17	159
2015年	14	140
2016年	12	130
2017年	9	115

金融庁資料より作成

- ・ この表は政府が発表した多重債務者の数であり、徐々に多重債務問題は解消していくかのようである。
- ・ しかし、この統計の中には銀行カードローンが入っていないので、多重債務者はもっと存在するものと思われる。
- ・ 金融庁の2016年の「貸金業利用者に関する調査・研究によると、銀行カードローン利用者4427人の内の利用目的は「生活費の補填」が最も多く41.8%である。
- ・ そして、銀行カードローン利用者の63.7%が「3年以内に貸金業者からの借入れ経験あり。」と回答しており、所得の低い者がサラ金業者から借入れをし、それを返済するために銀行カードローンを借りていることが明白になっている。
- ・ 奨学金の返還が出来なくて自己破産せざるを得なかった若年者の例も当事務所には沢山ある。
- ・ 非正規雇用が増加し、最低賃金が1時間800円余の静岡県でも生活苦により多重債務に陥り自己破産の申立てを余儀なくされる者は益々増加するであろう。

6 多重債務者をなくすために！

- ・ 世の中から貧困をなくさなければならない。
- ・ 多重債務問題は浪費をし、お金を使いまくった人の問題ではなく、この世の中で低賃金にあえぎ、生活ができない貧困にあえぐ人の問題
- ・ 今、普通に生活できても、何らかの原因で、貧困に陥ることは予測され、多重債務問題はすべての国民の問題
- ・ 日本国憲法 13 条、25 条はすべての人々に人間らしい生活を保障している。
- ・ 最期のセーフティネットは生活保護であり、生活保護の充実が必要。
- ・ それ以前に社会保障の充実が必要
- ・ 人々の生活苦を利用して、それにつけ込み過剰貸付けをし、利益をあげる商法は根絶しなければならない。
- ・ 何よりも自助共助を強調するのではなく、国による公助が必要であり、それが人間としての連帯、共生である。